

ハローワーク長井 求人リクエスト実施要領

令和4年12月28日制定

1 目的

求人者マイページを利用して求職情報検索を行っている事業所が積極的に求職者にアピールすることにより、ハローワーク長井管内企業の求人を充足させる事を目的として実施する。

2 実施方法

求職者検索方法についてはハローワーク長井で行う求人者マイページセミナーにおいて説明する。

リクエストを希望する求職者がいる場合には、ハローワーク長井専門援助部門に対して求職公開番号と送付したい求人票の求人番号を伝えることでリクエストの受け付けとする。求職公開番号があるのは、ハローワークに対して求職公開を希望すると申し出た求職者に限られることに留意すること。

リクエストについては、ハローワーク長井職業相談部門において求人票とともに資料1の内容を送付することより実施する。

リクエストを送付した求職者から応募の希望があった場合には、通常の紹介あっせんを行う。一方、リクエストに対する反応がない、応募を希望しない旨の連絡があった場合には、理由をできるだけ聴取したうえで、事業所に対して2週間を目安として実施結果を専門援助部門より連絡する。

3 実施ルール

リクエストを送付できる人数は、1社1か月あたり10名までとする。

ただし、以下に記載する理由等によりリクエストを送付できなかった場合については、追加でのリクエストを受け付ける。

なお、リクエストについては他社へ応募している求職者に対しても実施することとする。

ハローワーク長井にて相談している求職者以外にリクエストがあった場合については、管轄のハローワークに対して送付を依頼するため、理由の聴取ができないことがあることに留意すること。

4 リクエストを送付しない場合

- ① 過去に勤務・応募していたことがあり、リクエストを行っても求職者の応募の意思が見込まれないとハローワークが判断した場合
- ② 求人票に記載している条件を明らかに満たしていないとハローワークが判断した場合

- ③ 求職者との職業相談において、希望職種ではない事が明らかになっているとハローワークが判断した場合
- ④ 既に、他の会社への内定が出ているなどして求職無効となっている場合